

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年 2 月 25 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 9 番 藍原 章

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・ 質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・ 質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁
② 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号 1) 発 言 事 項	不登校児童生徒の学習成果を成績評価に反映させるために
要 旨	不登校の児童生徒数は年々増加し、令和6年度には小・中学校あわせて約35万4千人と過去最多となるなど、極めて深刻な状況が続いています。一方で、学校に通うことができなくとも、自宅や教育支援センター、フリースクール等において学習を継続している児童生徒が多く存在しています。 こうした中、欠席期間中に行われた学習の成果が十分に成績評価へ反映されないことにより、高校進学等の進路選択が制限されるとの課題が指摘されてきました。公明党では、この問題を重く受け止め令和5年3月の提言において、学校外等で行われた学習成果を適切に評価する仕組みの必要性を訴えてきました。 これらの提言は、文部科学省が策定した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（C0C0L0プラン）」に反映され、さらに令和6年6月の公明党の提言を踏まえ、同年8月には学校教育法施行規則が改正されました。

これにより、義務教育段階の不登校児童生徒について、文部科学大臣が定める要件の下で、欠席中に行った学習の成果を成績評価に考慮できることが、法令上明確に位置付けられました。

制度改正を受け、令和6年度の問題行動等調査では、全国で81,467人の不登校児童生徒について、欠席期間中の学習成果が指導要録に反映されていることが確認されており、本制度が現場で着実に活用され始めています。

この制度を周知し、活用状況を積極的に実践し、不登校児童生徒一人ひとりの学びが正当に評価される取組を一層進めていただきたいと思います。

その要件とは、1) 学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。

2) 学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。

3) 学校が、訪問による対面指導等により学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。

となっています。

以下について問います。

- ① 一人一台端末を活用して自宅や支援センターから、学校のオンライン授業に参加した場合の成果は、成績評価に反映できているか。
- ② 学校から届いたプリントや実技教科の作成キット等を自宅や支援センターで学習した成果は、成績評価に反映できているか。
- ③ フリースクールで学校の課題や定期テスト等の教材に取り組んだ成果は、成績評価に反映できているか。
- ④ 民間のeラーニング教材を活用して、支援センターと保護者が連携し学習状況を把握し、学校と情報共有した成果は、成績評価に反映できているか。